

1. 自家用有償旅客運送について

1. 自家用有償旅客運送とは

地域における移動手段の確保は、重要な課題です。

まず、そのための手段として、道路運送法の許可を受けたバス・タクシーといった既存の交通事業者の活用を十分に検討する必要がある。

その上で、既存のバス・タクシー事業者による輸送サービスの提供が困難な場合には、地域の関係者による協議を経た上で、道路運送法の登録を受け、必要な安全上の措置が講じられた「自家用有償旅客運送」を活用することとなります。

また、これらによりがたい場合には「道路運送法の許可又は登録を要しない運送」により移動手段を確保しているケースもあります。

地域における移動手段の確保にあたっては、地域の実情に 応じ、関係者が十分な協議を経て、適切な役割分担のもと、持続可能な移動手段が確保されることが重要です。

以上のとおり、自家用有償旅客運送は、バス・タクシー事業者によることが困難な場合に、移動手段確保の役割を担う、重要な制度として位置づけられています。

【自家用有償旅客運送】

- ・ バス・タクシー事業が成り立たない場合であって、地域における輸送手段の確保が必要な場合に、必要な安全上の措置をとった上で、市町村やNPO法人等が、自家用車を用いて提供する運送サービス。
- ・ 旅客から収受する対価は実費の範囲内(※)。
(※) ガソリン代・道路通行料・駐車場料金のほか、人件費・事務所経費等の営利を目的としない妥当な範囲内

1 概観

2. 自家用有償旅客運送を実施する者

- ・ 自家用有償旅客運送は以下の団体等が主体となって実施することができます。

自家用有償旅客運送の種類

- ・ 市町村

市町村が主体

市町村運営
有償運送(交通空白)

市町村運営
有償運送(福祉)

- ・ NPO法人
- ・ 一般社団法人又は一般財団法人
- ・ (地方自治法に規定する)認可地縁団体
- ・ 農業協同組合
- ・ 消費生活協同組合
- ・ 医療法人
- ・ 社会福祉法人
- ・ 商工会議所
- ・ 商工会
- ・ 営利を目的としない法人格を有しない社団

NPO法人等が主体

公共交通空白地
有償運送

福祉
有償運送

3. ニーズに応じた自家用有償旅客運送の種類

- ・地域の移動ニーズに応じて、適切な種類の自家用有償旅客運送の導入を検討しましょう。

地域の移動ニーズ

バス・タクシー事業者のサービス提供が困難な地域において、住民等が外出するための移動手段を確保したい

地域の移動ニーズ

単独ではタクシー等の公共交通機関を利用できない身体障害者等が外出するための移動手段を確保したい

交通空白輸送を行う 自家用有償旅客運送の種類

福祉輸送を行う 自家用有償旅客運送の種類

市町村が主体

**市町村運営
有償運送(交通空白)**

市町村自らが、当該市町村内の交通空白地において、当該市町村内の住民等の運送を行うもの

(実際の運行は、バス・タクシー事業者に委託されているケースがある)

NPO法人等が主体

**公共交通空白地
有償運送**

NPO法人等が、交通空白地において、当該地域の住民等の運送を行うもの

市町村が主体

**市町村運営
有償運送(福祉)**

市町村自らが、当該市町村の住民等のうち、単独で公共交通機関を利用できない身体障害者等を対象に、原則、ドア・ツー・ドアの個別輸送を行うもの

NPO法人等が主体

**福祉
有償運送**

NPO法人等が、単独で公共交通機関を利用できない身体障害者等を対象に、原則、ドア・ツー・ドアの個別輸送を行うもの

4. 自家用有償旅客運送の登録の流れ

- ・ 自家用有償旅客運送の登録は、以下の①②の流れで進めます。

①地域における関係者の合意

地域公共交通会議 又は 運営協議会

- ・ 自家用有償旅客運送の必要性、旅客から収受する対価に関する事項
- ・ その他自家用有償旅客運送に関し必要となる事項

②道路運送法に基づく登録

【登録申請先】

- ・ 当該地域を管轄する運輸支局等
(市町村又は都道府県に権限が移譲されている場合は、当該市町村又は都道府県)

※登録の有効期間は2年

(重大事故を引き起こしていない等の一定要件を満たす場合の更新登録の有効期間は3年)

II. 地域における関係者の合意

1. 地域公共交通会議、運営協議会

- ・ 地域における関係者の合意を図るため、実施しようとする自家用有償旅客運送の種類に応じて、「地域公共交通会議」又は「運営協議会」を設置することが必要です。
- ・ いずれの会議も市町村長又は都道府県知事が主宰者となります。

地域公共交通会議

- ・ 市町村が主体となる市町村運営有償運送(交通空白、福祉)の協議を行う場合

市町村が主体
市町村運営
有償運送(交通空白)
市町村運営
有償運送(福祉)

について協議を行う

○構成員

- ・ 市町村長又は都道府県知事(主宰者)
- ・ バス、タクシー事業者、事業者団体
- ・ 住民又は旅客
- ・ 地方運輸局長(運輸支局長等)
- ・ バス・タクシーの運転者が組織する団体

※次の者も構成員に加えることが可能。

- ・ 道路管理者
- ・ 都道府県警察
- ・ 学識経験者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者

運営協議会

- ・ NPO法人等が主体となる公共交通空白地有償運送又は福祉有償運送の協議を行う場合

NPO法人等が主体
公共交通空白地
有償運送
福祉
有償運送

について協議を行う

○構成員

- ・ 市町村長又は都道府県知事(主宰者)
- ・ バス、タクシー事業者、事業者団体
- ・ 住民又は旅客
- ・ 地方運輸局長(運輸支局長等)
- ・ バス・タクシーの運転者が組織する団体
- ・ 区域内で現に公共交通空白地有償運送又は福祉有償運送を行っているNPO法人等

※次の者も構成員に加えることが可能。

- ・ 学識経験者その他の運営協議会の運営上必要と認められる者

2. 合意の方法

○合意の方法について

- ・ 地域公共交通会議や運営協議会では、以下により、地域の関係者の合意が図られることが望めます。
 - 公正・中立な運営を確保するため、構成員のバランスにも配慮し委員を選任すること
 - 関係者間のコンセンサスを目指して、十分に議論を尽くして行うこと

【参考】議決方法について

議決については、円滑な運営を確保するため、あらかじめ地域公共交通会議や運営協議会の設置要綱に議決に係る方法を定めてください。

議決に係る方法については、全会一致、多数決、出席者(又は構成員の)2/3以上の賛成を必要とするなどが考えられますが、地域としての意志決定をすることが尊重される必要があるため、議決の方法についてはそれぞれの地域において自主的に決定されることが望めます。